

Stipend, Salary, and Fee.  
俸給、給与、そして報酬

時代	上場企業の支払金額	業務従事者の受取金額
1893年から 1948年まで (Stipend)	〇0円 (上場企業に費用負担はなかった。)	<p>〇所定のある一定金額(固定)</p> <p>従業者1人1人が所定の公務員の給与を受け取っていた。</p> <p>業務に従事する人数は企業規模に比例していた。</p>
1948年から 1966年まで (Salary)	<p>〇所定のある一定金額(固定)</p> <p>上場企業が支払う金額は企業規模に関わらず一定であった。</p>	<p>〇従業者数に反比例した金額(変動)</p> <p>所定のある一定金額を従業者全員で分け合っていた(パイの大きさは同じ)。</p> <p>この結果、従業者の人数が多ければ多いほど1人当たりの報酬金額は少なくなってしまうていた。</p>
1966年から 現在まで (Fee)	<p>〇企業規模に比例した金額(変動)</p> <p>企業規模が大きければ大きいほど、上場企業の費用負担額は大きくなる。</p>	<p>〇従業者が同意した金額(準固定制、半従量制)</p> <p>「従業者が同意した金額」の合計金額を上場企業は公認会計士側へ支払う。</p> <p>所定のある一定金額を従業者全員で分け合うわけではないため、従業者の人数が多ければ多いほど1人当たりの報酬金額が少なくなるということはない。</p> <p>準固定(半従量)の部分は、公認会計士の労働法制上の法的地位等にもよる。</p>